

(仮称) 都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業
計画段階配慮書に係る手続について

項 目	内 容
対象要件	横浜市環境影響評価条例（以下「条例」という。）対象事業 条例第 2 条第 2 号に掲げる第 1 分類事業 別表 2 鉄道及び軌道の建設
都市計画特例	[条例第44条第 1 項] 都市計画決定権者が計画段階事業者に代わって手続を行う。
図書の提出	[条例第44条第 2 項の規定により読み替えて適用される条例第 8 条第 2 項] 提出：令和 2 年 1 月 9 日
図書についての 公告	[条例第 9 条] 公告：令和 2 年 1 月 24 日
図書の縦覧等	[条例第 9 条] 縦覧期間：令和 2 年 1 月 24 日～ 2 月 7 日（15 日間） 縦覧場所：環境創造局環境影響評価課、瀬谷区役所区政推進課 公表等：横浜市直中央図書館及び瀬谷図書館において閲覧 環境影響評価課ウェブページにおいて公表 ツイッターで縦覧について告知
環境情報提供書の 提出	[条例第10条第 1 項] 提出期間：令和 2 年 1 月 24 日～ 2 月 7 日 配慮書について環境の保全に関する情報（以下「環境情報」という。） を有する者は、縦覧期間内に、市長に対し、環境情報を記載した書面（以 下「環境情報提供書」という。）を提出することができる。 （環境情報提供書は、持参、郵送又は電子申請により受付）
配慮市長意見書の 作成	[条例第44条第 2 項の規定により読み替えて適用される条例第11条第 1 項] 環境情報に配慮して、配慮市長意見書を作成し、都市計画決定権者に送付 する。
審査会への 意見聴取	[条例第44条第 2 項の規定により読み替えて適用される条例第11条第 2 項] 配慮市長意見書を作成するときは、審査会の意見を聴く。 意見聴取依頼：令和 2 年 1 月 28 日
配慮市長意見書の 公告・縦覧	[条例第44条第 2 項の規定により読み替えて適用される条例第11条第 3 項] 配慮市長意見書を作成した旨を公告し、15 日間一般の縦覧に供する。